

令和2年

老岐市議会定例会12月会議議案

(令和2年12月4日提出分)

令和2年壱岐市議会定例会12月会議議案

- 議案第71号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第72号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第73号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第74号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第75号 壱岐市堆肥センター条例の一部改正について
- 議案第76号 壱岐市火災予防条例の一部改正について
- 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市テレワーク施設）
- 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺浦住民集会所）
- 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）
- 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）
- 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市筒城浜ふれあい広場）
- 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（マリンパル壱岐）
- 議案第83号 壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約の締結について
- 議案第84号 令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第85号 令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第86号 令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第71号

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正について

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため人事院規則に防疫等作業手当の特例が設けられたことに鑑み、本市職員の特殊勤務手当について所要の改正を行うものである。

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年壱岐市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（感染症防疫作業等従事手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。次項において同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業等従事手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては4,000円）とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。
（手当の内払）
- 2 改正後の壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の特殊勤務手当条例の規定による手当の内払とみなす。

議案第72号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものである。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例（平成16年壱岐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第7項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改

め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。）」を「とする。）」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第73号

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「(同項第2号に該当する場合に限る。)」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「厚労省令」という。）」及び「同令」を削り、「時は」を「ときは」に改める。

附則第7条及び第8条中「厚労省令」及び「同令」を削る。

附則第9条中「時は」を「ときは」に改め、「厚労省令」及び「同令」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

壱岐市堆肥センター条例の一部改正について

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

当該施設整備後の年数経過による維持管理費の増大に伴い、運営の効率化を図るとともに、壱岐市農業協同組合の堆肥センター利用料との単価差について段階的な解消を図るため、使用料のうちの収集及び散布料金について、所要の改正を行うものである。

壱岐市堆肥センター条例の一部を改正する条例

壱岐市堆肥センター条例（平成22年壱岐市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「630円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の壱岐市堆肥センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第76号

壱岐市火災予防条例の一部改正について

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例

壱岐市火災予防条例（平成16年壱岐市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号の後段を削り、同号に次のように加える。

ハ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

ニ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及

び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の壱岐市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第77号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市テレワーク施設
位置 壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5外
- 2 指定管理者
壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5
一般社団法人 壱岐みらい創りサイト
代表理事 高下 徳広
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市テレワーク施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第78号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市芦辺浦住民集会所
位置 壱岐市芦辺町芦辺浦85番地3
- 2 指定管理者
壱岐市芦辺町芦辺浦85番地3
芦辺浦商業組合
組合長 篠崎 勉
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市芦辺浦住民集会所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第79号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市自動車教習場
位置 壱岐市郷ノ浦町田中触991番地1
- 2 指定管理者
佐世保市椎木町320番地
株式会社 共立自動車学校
代表取締役 長島 正
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市自動車教習場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第80号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

記

- 1 公の施設の名称及び位置
名称 壱岐市高等職業訓練校
位置 壱岐市郷ノ浦町田中触1212番地3、1213番地5
- 2 指定管理者
壱岐市郷ノ浦町田中触1212番地3、1213番地5
職業訓練法人 壱岐高等職業訓練協会
会長 松永 裕一
- 3 指定期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

壱岐市高等職業訓練校の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 8 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 2 年 1 2 月 4 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 壱岐市筒城浜ふれあい広場

位置 壱岐市石田町筒城仲触 1 8 5 6 番地 7 外

2 指定管理者

壱岐市郷ノ浦町本村触 6 2 0 番地 1

一般社団法人壱岐市観光連盟 会長 長嶋立身

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

壱岐市筒城浜ふれあい広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第82号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

記

1 公の施設の名称及び位置

名称 マリンパル壱岐

位置 壱岐市石田町印通寺浦471番地2

2 指定管理者

壱岐市石田町印通寺浦471番地2

有限会社 マリンパル壱岐

取締役 赤木 英機

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

(提案理由)

マリンパル壱岐の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 83 号

壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約の締結
について

壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請負契約を下記のと
おり締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、
議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 4 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事 |
| 2. 契約の方法 | 壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事
公募型プロポーザル審査委員会で選定された
業者と随意契約 |
| 3. 契約金額 | 金 272,250,000 円 |
| 4. 契約の相手方 | 長崎市平野町 22 番 40 号
株式会社九電工 長崎支店
執行役員支店長 岐部 孝典 |

(提案理由)

壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

説 明 資 料

1. 工事場所

壱岐市内

2. 工事概要

壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器の更新

- (1) センター施設通信制御機器の構成変更・機器更新
- (2) 各中継局の通信機器(集約機器)更新
- (3) インターネット関連サーバ機器更新
- (4) インターネット等利用者認証サーバ機器更新
- (5) 通信機器強靱化装置設置
- (6) 機器更新に伴う機器の設定業務
- (7) 機器更新に伴う既存設備の設定変更業務

3. 工 期

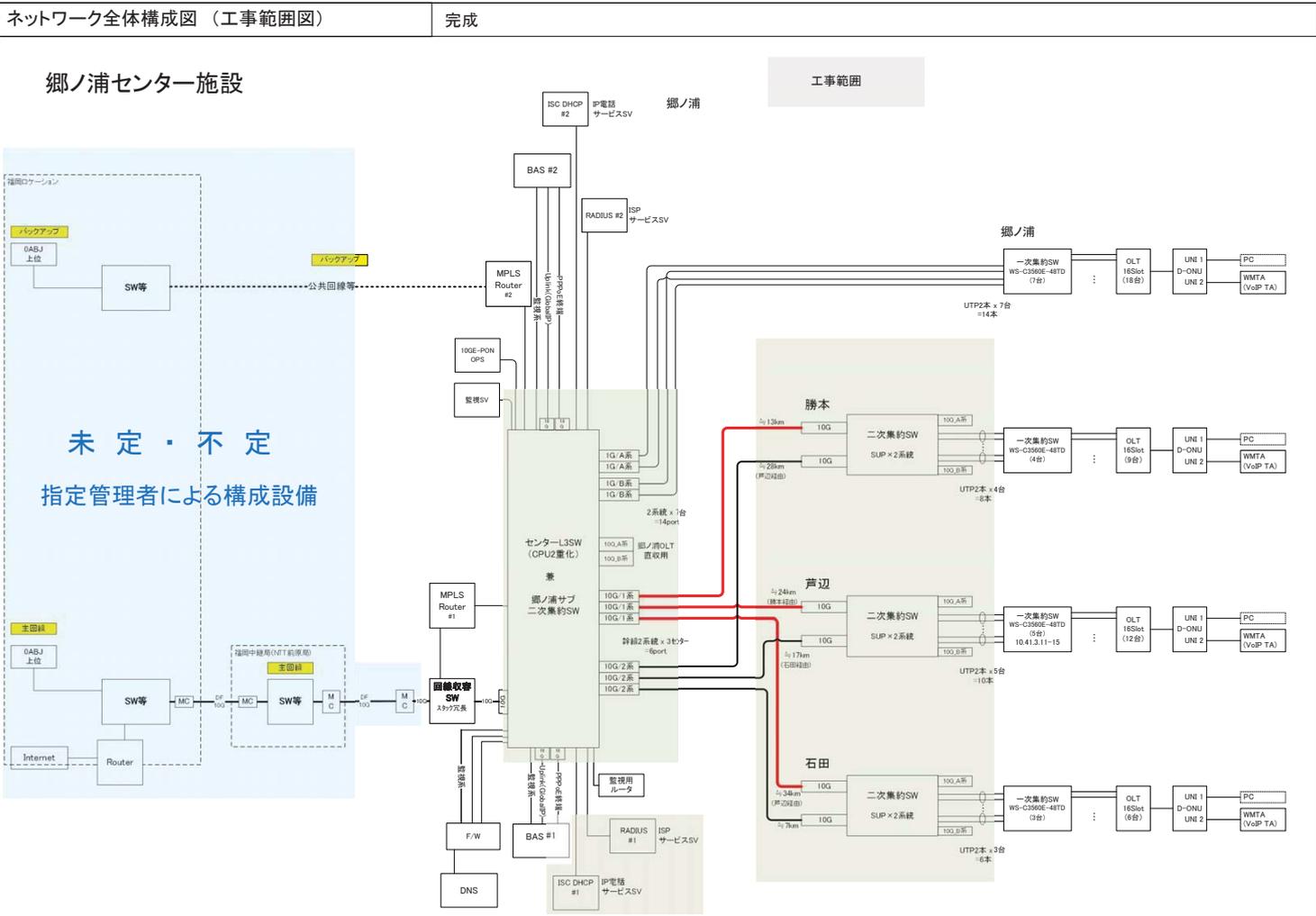
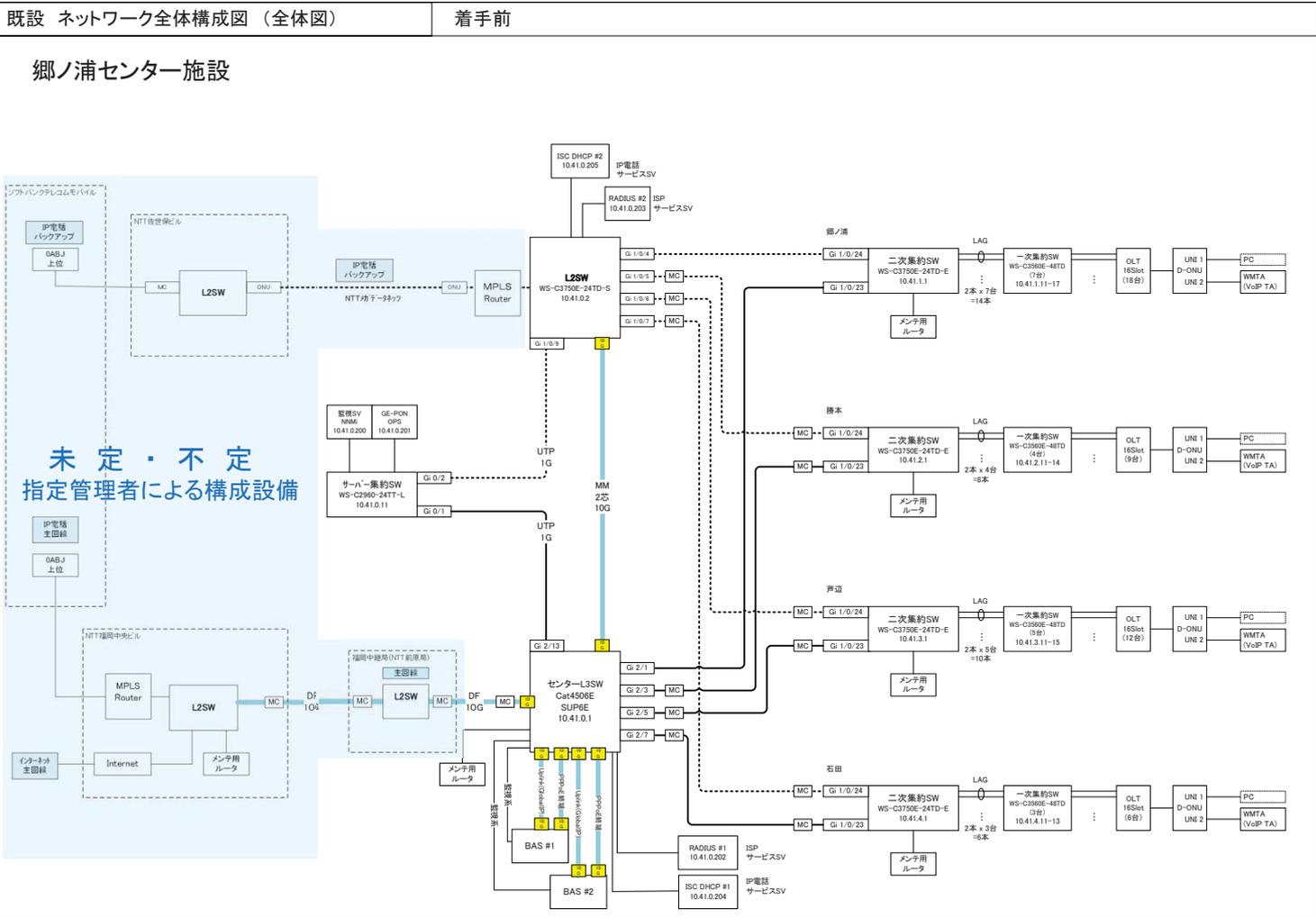
契約発効の日から令和3年6月30日まで

4. 公募型プロポーザル実施状況

- (1) 公 告 令和2年10月8日
- (2) 参加申込書の提出 令和2年10月19日
- (3) 企画提案書の提出 令和2年11月11日
- (4) 審査委員会 令和2年11月16日
- (5) 結果の通知 令和2年11月17日
- (6) 見 積 令和2年11月24日
- (7) 参 加 者 株式会社九電工長崎支店

5. 工事場所等一覧表

施 設 名	所 在 地
センター施設	郷ノ浦町本村触684番地1
勝本中継局	勝本町坂本触709番地
芦辺中継局	芦辺町芦辺浦562番地
石田中継局	石田町石田西触1290番地



令和2年度

一般会計補正予算書
(第9号)

壱岐市

議案第84号

令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,420,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更・廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		9,675,599	△134,517	9,541,082
	1 地方交付税	9,675,599	△134,517	9,541,082
12 分担金及び負担金		203,931	483	204,414
	1 分 担 金	22,249	483	22,732
14 国庫支出金		6,453,133	22,207	6,475,340
	1 国庫負担金	1,688,807	△5,053	1,683,754
	2 国庫補助金	4,741,056	27,260	4,768,316
15 県支出金		2,616,244	61,691	2,677,935
	1 県負担金	678,290	△4,526	673,764
	2 県補助金	1,846,349	66,217	1,912,566
20 諸 収 入		332,197	4,136	336,333
	4 雑 入	281,285	4,136	285,421
21 市 債		2,608,978	23,000	2,631,978
	1 市 債	2,608,978	23,000	2,631,978
歳 入 合 計		28,443,000	△23,000	28,420,000

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		140,920	△572	140,348
	1 議会費	140,920	△572	140,348
2 総務費		7,863,132	48,354	7,911,486
	1 総務管理費	7,539,896	46,414	7,586,310
	2 徴税費	180,326	2,202	182,528
	3 戸籍住民基本 台帳費	84,444	△171	84,273
	4 選挙費	24,040	△20	24,020
	6 監査委員費	18,930	△71	18,859
3 民生費		6,249,879	△319	6,249,560
	1 社会福祉費	3,376,094	△397	3,375,697
	2 児童福祉費	2,009,019	779	2,009,798
	3 生活保護費	859,585	△721	858,864
	4 国民年金費	4,681	20	4,701
4 衛生費		2,333,681	7,037	2,340,718
	1 保健衛生費	1,376,713	429	1,377,142
	2 清掃費	956,968	6,608	963,576
5 農林水産業費		2,551,587	134,143	2,685,730
	1 農業費	1,283,002	79,155	1,362,157
	2 林業費	79,266	△10,507	68,759
	3 水産業費	1,189,319	65,495	1,254,814
6 商工費		772,989	△17,483	755,506
	1 商工費	772,989	△17,483	755,506
7 土木費		2,066,398	△193,345	1,873,053
	1 土木管理費	127,900	△501	127,399
	2 道路橋りょう費	1,049,840	△64,487	985,353
	3 河川費	26,852	△907	25,945
	4 港湾費	102,314	274	102,588
	5 都市計画費	45,475	600	46,075
	7 住宅費	578,161	△128,324	449,837
8 消防費		910,215	2,994	913,209
	1 消防費	910,215	2,994	913,209
9 教育費		2,138,209	△10,809	2,127,400
	1 教育総務費	256,874	△938	255,936

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費	2 小 学 校 費	536,945	△2,800	534,145
	3 中 学 校 費	241,574	△1,500	240,074
	4 幼 稚 園 費	207,263	△4,645	202,618
	5 社 会 教 育 費	548,304	2,823	551,127
	6 保 健 体 育 費	129,993	500	130,493
	7 学 校 給 食 費	217,256	△4,249	213,007
10 災 害 復 旧 費		536,767	7,000	543,767
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	151,813	7,000	158,813
歳 出 合 計		28,443,000	△23,000	28,420,000

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	壱岐葬斎場外構工事	64,233
5 農林水産業費	3 水産業費	漁港災害復旧事業	64,000
		水産物供給基盤機能保全事業	20,400
7 土木費	5 都市計画費	街なみ環境整備事業	24,000
	7 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業	244,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	98,900
		農地及び農業用施設災害復旧事業費（過年災）	73,594
合 計			589,127

第3表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
壱岐市芦辺浦住民集会所指定管理料 事業費 3,000 千円	令和3年度 ） 令和5年度	1,000 千円
壱岐市テレワーク施設指定管理料 借入総額 9,486 千円	令和3年度 ） 令和5年度	3,162 千円
旧渡良小学校屋内運動場解体工事 借入総額 17,000 千円	令和3年度 ） 令和3年度	17,000 千円
旧鯨伏中学校屋内運動場解体工事 借入総額 28,000 千円	令和3年度 ） 令和3年度	28,000 千円
聖火リレー事業 借入総額 9,255 千円	令和3年度 ） 令和3年度	9,255 千円
マリンパル壱岐指定管理料 事業費 15,675 千円	令和3年度 ） 令和5年度	5,225 千円
壱岐市筒城浜ふれあい広場指定管理料 事業費 7,710 千円	令和3年度 ） 令和5年度	2,570 千円

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農 林 水 産 債	5,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、 直借政 地体資 故つ 利率で 見る、 団機 縁に 利率 式れ 金、 公機 融び 及に 金、 見直 行っ おた 当該 後利 率)	府、銀 行そ他 資の いて そ融 の件 。、 の 市 都 り 期 償 を 、 上 し 替 う で 政 行 資 い そ 条 る し 政 に 据 及 期 限 を 、 上 し 替 う で 繰 若 借 行 が と る。	9,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、 直借政 地体資 故つ 利率で 見る、 団機 縁に 利率 式れ 金、 公機 融び 及に 金、 見直 行っ おた 当該 後利 率)	府、銀 行そ他 資の いて そ融 の件 。、 の 市 都 り 期 償 を 、 上 し 替 う で 政 行 資 い そ 条 る し 政 に 据 及 期 限 を 、 上 し 替 う で 繰 若 借 行 が と る。

2. 廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
総務債	90,000	総務債から過疎対策事業債に変更

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	9,675,599	△134,517	9,541,082
12 分担金及び負担金	203,931	483	204,414
14 国庫支出金	6,453,133	22,207	6,475,340
15 県支出金	2,616,244	61,691	2,677,935
20 諸収入	332,197	4,136	336,333
21 市債	2,608,978	23,000	2,631,978
歳入合計	28,443,000	△23,000	28,420,000

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	140,920	△572	140,348
2 総 務 費	7,863,132	48,354	7,911,486
3 民 生 費	6,249,879	△319	6,249,560
4 衛 生 費	2,333,681	7,037	2,340,718
5 農 林 水 産 業 費	2,551,587	134,143	2,685,730
6 商 工 費	772,989	△17,483	755,506
7 土 木 費	2,066,398	△193,345	1,873,053
8 消 防 費	910,215	2,994	913,209
9 教 育 費	2,138,209	△10,809	2,127,400
10 災 害 復 旧 費	536,767	7,000	543,767
歳 出 合 計	28,443,000	△23,000	28,420,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			△572
△8,957		1,000	56,311
504			△823
1,217		374	5,446
127,288	22,000	483	△15,628
			△17,483
△40,511		2,000	△154,834
			2,994
357		762	△11,928
4,000	1,000		2,000
83,898	23,000	4,619	△134,517

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	9,675,599	△134,517	9,541,082
	1 地方交付税	9,675,599	△134,517	9,541,082
	1 地方交付税	9,675,599	△134,517	9,541,082

12	分担金及び負担金	203,931	483	204,414
	1 分担金	22,249	483	22,732
	1 農林水産業費分担金	6,608	483	7,091

14	国庫支出金	6,453,133	22,207	6,475,340
	1 国庫負担金	1,688,807	△5,053	1,683,754
	1 民生費国庫負担金	1,638,407	△9,053	1,629,354
	2 災害復旧費国庫負担金	50,400	4,000	54,400
	2 国庫補助金	4,741,056	27,260	4,768,316
	1 総務費国庫補助金	3,930,852	△4,307	3,926,545
	2 民生費国庫補助金	180,197	504	180,701
	3 衛生費国庫補助金	31,274	1,217	32,491
	4 農林水産業費国庫補助金	11,000	72,000	83,000
	5 土木費国庫補助金	399,929	△40,511	359,418
	7 教育費国庫補助金	176,832	△1,643	175,189

15	県支出金	2,616,244	61,691	2,677,935
	1 県負担金	678,290	△4,526	673,764
	2 民生費県負担金	589,892	△4,526	585,366
	2 県補助金	1,846,349	66,217	1,912,566
	1 総務費県補助金	368,910	△12,650	356,260
	2 民生費県補助金	123,217	21,579	144,796

10 地方交付税
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	△134,517	特別交付税 △134,517

1 農業費分担金	483	県営溜池整備事業地元分担金 483

1 社会福祉費負担金	△9,053	自立支援給付費負担金 △9,053
1 公共土木施設災害復旧費負担金	4,000	公共土木施設災害復旧費負担金 4,000
1 総務費補助金	△4,307	特別定額給付金給付事業費補助金 600 特別定額給付金給付事務費補助金 △4,907
1 社会福祉費補助金	504	障害者総合支援事業費補助金 504
1 保健衛生費補助金	1,217	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 1,217
1 水産業費補助金	72,000	公共土木施設災害復旧事業 72,000
2 住宅費補助金	△40,511	社会資本整備総合交付金 △40,511
4 社会教育費補助金	833	国宝重要文化財等保存・活用事業補助金 △622 文化芸術振興費補助金（文化施設の感染症防止対策事業） 1,455
5 幼稚園費補助金	△2,476	教育支援体制整備事業費補助金 △2,476

1 社会福祉費負担金	△4,526	自立支援給付費負担金 △4,526
1 総務費補助金	△12,650	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 △12,650
1 社会福祉費補助金	13,579	重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業補助金 13,579

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	4 農林水産業費県補助金	912,273	55,288	967,561
	7 教育費県補助金	65,748	2,000	67,748

20	諸収入	332,197	4,136	336,333
	4 雑入	281,285	4,136	285,421
	3 雑入	279,868	4,136	284,004

21	市債	2,608,978	23,000	2,631,978
	1 市債	2,608,978	23,000	2,631,978
	2 過疎対策事業債	1,149,300	90,000	1,239,300
	9 災害復旧事業債	127,300	19,000	146,300
	10 総務債	90,000	△90,000	0
	11 農林水産債	5,600	4,000	9,600

節		説明	
区分	金額		
3 児童福祉費補助金	8,000	長崎県妊婦応援新生児特別定額給付金給付事業補助金	8,000
1 農業費補助金	71,397	儲かるながさき水田経営育成支援事業補助金 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 放牧場整備支援事業補助金 チャレンジ園芸1000億推進事業	626 69,600 578 593
2 林業費補助金	△5,615	造林事業費補助金	△5,615
3 水産業費補助金	△10,494	漁村再生交付金事業補助金 養殖施設等の災害等対策支援事業費補助金	△12,600 2,106
3 社会教育費補助金	△476	指定文化財保存整備事業補助金	△476
4 幼稚園費補助金	2,476	教育支援体制整備事業費補助金	2,476

2 雑入（管財課）	762	市有建物災害共済金	762
4 雑入（危機管理課）	1,000	全国町村会災害対策費用保険金	1,000
17 雑入（環境衛生課）	374	離島対策事業協力助成金	374
22 雑入（建設課）	2,000	公営住宅火災共済助成金	2,000

1 過疎対策事業債	90,000	過疎対策事業	90,000
1 単独災害復旧事業債	0	公共土木施設等災害復旧事業（現年災単独） 公共土木施設等災害復旧事業（過年災単独）	△67,000 67,000
2 補助災害復旧事業債	19,000	公共土木施設等災害復旧事業（現年災補助）	19,000
1 地域活性化事業債	△90,000	地域情報通信基盤整備事業	△90,000
1 緊急自然災害防止事業債	4,000	県単独自然災害防止事業	4,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	議会費	140,920	△572	140,348				△572
1	議会費	140,920	△572	140,348				△572
1	1 議会費	140,920	△572	140,348				△572

2	総務費	7,863,132	48,354	7,911,486	△8,957		1,000	56,311
1	総務管理費	7,539,896	46,414	7,586,310	△8,957		1,000	54,371
1	1 一般管理費	1,064,650	28,290	1,092,940			1,000	27,290
5	5 財産管理費	139,390	22,022	161,412				22,022
6	6 企画費	1,261,230	△260	1,260,970				△260

1 議会費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△357	期末手当 期末手当（一般職） △73 期末手当（議員） △284
4 共 済 費	△215	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △215

2 給 料	4,012	一般職給 行政職給（一般職） 4,012
3 職員手当等	26,028	時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職） 24,000 時間外勤務手当（会計年度任用職）フルタイム 2,600 期末手当 期末手当（一般職） △490 期末手当（特別職） △82
4 共 済 費	△1,750	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △3,235 共済組合負担金（特別職） △15 社会保険料 1,500
11 役 務 費	20,450	手数料 汲取手数料 24 廃棄物処理手数料 15,926 廃棄物収集運搬手数料 4,500
12 委 託 料	1,572	建設業務委託料（事業用資産） 調査業務 1,572
11 役 務 費	△108	通信運搬費 郵便料 △108
12 委 託 料	△442	一般業務委託料 廃棄物処理 108 インバウンド対策事業 △550
18 負担金、補助 及び交付金	290	事業費補助金 長崎県離島航空路線再生 △101 生活バス路線等運行対策費 391

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 交通安全対策費	9,957	3,500	13,457				3,500
11 土地対策費	15,594	200	15,794				200
13 国境離島振興費	663,500	△23,000	640,500	△12,650			△10,350
14 新型コロナウイルス感染症対応事業費	3,730,426	15,662	3,746,088	3,693			11,969
2 徴税费	180,326	2,202	182,528				2,202
1 税務総務費	136,252	△640	135,612				△640
2 賦課徴収費	44,074	2,842	46,916				2,842
3 戸籍住民基本台帳費	84,444	△171	84,273				△171

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	3,500	事業費補助金 高齢者先進安全自動車購入費補助金	3,500
4 共 済 費	200	社会保険料	200
12 委 託 料	△20,000	一般業務委託料 滞在型観光促進事業	△20,000
18 負担金、補助 及び交付金	△3,000	事業費補助金 しまづくり事業	△3,000
11 役 務 費	△3,668	通信運搬費 郵便料	△3,668
12 委 託 料	△639	一般業務委託料 システム改修業務	△639
18 負担金、補助 及び交付金	19,969	事業費補助金 観光基盤維持緊急支援事業補助金 観光需要喚起対策事業補助金 ふるさと応援小包発送事業補助金 壱岐市新しい生活様式対応加速化支援金 漁業経営緊急支援対策事業補助金 新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金	△2,425 △8,613 △645 △9,950 41,250 352
3 職 員 手 当 等	125	管理職手当 期末手当 期末手当（一般職）	408 △283
4 共 済 費	△956	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△956
10 需 用 費	191	消耗品費	191
4 共 済 費	15	社会保険料	15
12 委 託 料	2,585	一般業務委託料 システム改修業務	2,585
18 負担金、補助 及び交付金	△758	事業費補助金 自治公民館納税活動等交付金	△758
22 償 還 金、利子 及び割引料	1,000	還付金 過誤納還付金	1,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 戸籍住民基本台帳費	84,444	△171	84,273				△171
4 選挙費	24,040	△20	24,020				△20
1 選挙管理委員会費	6,862	△20	6,842				△20
6 監査委員費	18,930	△71	18,859				△71
1 監査委員費	18,930	△71	18,859				△71

3 民生費	6,249,879	△319	6,249,560	504			△823
1 社会福祉費	3,376,094	△397	3,375,697	504			△901
1 社会福祉総務費	1,242,480	527	1,243,007	504			23
2 社会福祉施設費	157,777	△133	157,644				△133

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	148	扶養手当 住居手当 期末手当 期末手当（一般職）	40 83 25
4 共 済 費	△520	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△520
11 役 務 費	201	通信運搬費 郵便料	201
3 職員手当等	△17	期末手当 期末手当（一般職）	△17
4 共 済 費	△3	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△3
3 職員手当等	36	扶養手当 住居手当 期末手当 期末手当（一般職）	59 6 △29
4 共 済 費	△107	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△107

3 職員手当等	△171	期末手当 期末手当（一般職）	△171
4 共 済 費	△463	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料	△533 70
12 委 託 料	1,161	一般業務委託料 システム改修業務	1,161
3 職員手当等	△69	期末手当 期末手当（一般職）	△69
4 共 済 費	△64	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△64

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 国民健康保険事業費	333,539	3,873	337,412				3,873
5 介護保険事業費	632,605	6,485	639,090				6,485
6 老人福祉施設費	341,267	△11,149	330,118				△11,149
2 児童福祉費	2,009,019	779	2,009,798				779
1 児童福祉総務費	298,364	△623	297,741				△623
4 保育所費	702,835	1,402	704,237				1,402

節		金額	説明	
区分				
3 職員手当等	△97	期末手当 期末手当（一般職）		△97
4 共 済 費	△219	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		△219
27 繰 出 金	4,189	国民健康保険事業特別会計繰出金		4,189
3 職員手当等	△63	期末手当 期末手当（一般職）		△63
4 共 済 費	△613	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料		△313 △300
27 繰 出 金	7,161	介護保険事業特別会計繰出金		7,161
2 給 料	△414	一般職給 医療職給（一般職）		△414
3 職員手当等	△1,622	夜間勤務手当 期末手当 期末手当（一般職）		△1,262 △360
4 共 済 費	1,125	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料		△875 2,000
10 需 用 費	1,600	消耗品費 修繕料 施設修繕料（その他）		600 1,000
14 工事請負費	△11,838	建設工事費（事業用資産） 改修工事		
3 職員手当等	△145	期末手当 期末手当（一般職）		△145
4 共 済 費	△478	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		△478
2 給 料	△683	会計年度任用職給 医療職給（会計年度任用職） 現業職給（会計年度任用職） 行政職給（会計年度任用職）		△2,000 2,117 △800
3 職員手当等	△492	期末手当 期末手当（一般職）		△492

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3	生活保護費	859,585	△721	858,864				△721
	1 生活保護総務費	99,999	△721	99,278				△721
4	国民年金費	4,681	20	4,701				20
	1 国民年金事務費	4,681	20	4,701				20

4	衛生費	2,333,681	7,037	2,340,718	1,217		374	5,446
	1 保健衛生費	1,376,713	429	1,377,142	1,217			△788
	1 保健衛生総務費	586,674	△57	586,617	1,217			△1,274
	3 環境衛生費	220,026	486	220,512				486
	2 清掃費	956,968	6,608	963,576			374	6,234
	1 清掃総務費	81,983	△214	81,769				△214
	2 塵芥処理費	586,267	1,515	587,782			374	1,141

節		金額	説明
区分			
4 共 済 費	2,577	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（公立学校） 社会保険料	 △1,095 △328 4,000
3 職 員 手 当 等	△184	期末手当 期末手当（一般職）	 △184
4 共 済 費	△537	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	 △537
4 共 済 費	20	社会保険料	20

3 職 員 手 当 等	△230	期末手当 期末手当（一般職）	 △230
4 共 済 費	△1,045	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	 △1,045
12 委 託 料	1,218	一般業務委託料 システム整備業務	 1,218
10 需 用 費	486	光熱水費	486
3 職 員 手 当 等	△120	期末手当 期末手当（一般職）	 △120
4 共 済 費	△204	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料	 △224 20
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	110	事業費補助金 生ごみ処理機購入費	 110
12 委 託 料	△1,139	一般業務委託料 廃棄物処理 施設周辺環境管理	 △2,279 1,140

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 し尿処理費	204,697	5,513	210,210				5,513
4 合併処理浄化槽設置整備費	84,021	△206	83,815				△206

5	農林水産業費	2,551,587	134,143	2,685,730	127,288	22,000	483	△15,628
1	農業費	1,283,002	79,155	1,362,157	71,397	4,000	483	3,275
	1 農業委員会費	47,534	△670	46,864				△670
	2 農業総務費	105,199	△5,594	99,605				△5,594
	3 農業振興費	199,499	94,324	293,823	70,819			23,505
	4 畜産業費	380,908	△15,704	365,204	578			△16,282

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	2,279	建設工事費（事業用資産） 更新整備工事	
18 負担金、補助 及び交付金	375	事業費補助金 家電離島対策事業	375
10 需用費	1,596	光熱水費 修繕料 施設修繕料（その他）	596 1,000
14 工事請負費	3,917	建設工事費（事業用資産） 改修工事	
3 職員手当等	△22	期末手当 期末手当（一般職）	△22
4 共済費	△184	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△184

3 職員手当等	△59	期末手当 期末手当（一般職）	△59
4 共済費	△611	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料	△211 △400
2 給料	△3,648	一般職給 行政職給（一般職）	△3,648
3 職員手当等	△902	期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当	△571 △331
4 共済費	△1,044	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料	△944 △100
18 負担金、補助 及び交付金	94,324	事業費補助金 儲かるながさき水田経営育成支援事業 チャレンジ園芸1000億推進事業 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	752 772 92,800
2 給料	△3,090	一般職給 医療職給（一般職）	△3,090

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
5 農地費	549,862	6,799	556,661		4,000	483	2,316	
2 林業費	79,266	△10,507	68,759	△5,615			△4,892	
2 林業振興費	76,903	△10,507	66,396	△5,615			△4,892	

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	△2,319	住居手当 △512 期末手当 △1,045 期末手当（一般職） 勤勉手当 △852 児童手当 90
4 共 済 費	△2,444	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △2,444
7 報 償 費	△599	報償金（品） 報償金 △360 賞賜金（品） 賞賜品代 △239
8 旅 費	△109	普通旅費 △109
10 需 用 費	514	食糧費 △30 光熱水費 544
12 委 託 料	△3,400	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 △2,000 監理業務 △1,400
18 負担金、補助 及び交付金	△4,257	負担金 長崎県和牛共進会壱岐地区推進協議会負担金 △2,000 事業費補助金 和牛共進会等 △1,350 農林業振興団体等組織育成事業 △1,485 近代化施設等整備事業 578
8 旅 費	△85	普通旅費 △85
10 需 用 費	55	消耗品費 30 印刷製本費 25
11 役 務 費	30	通信運搬費 郵便料 30
14 工 事 請 負 費	4,000	建設工事費（インフラ資産） 新規整備工事
18 負担金、補助 及び交付金	2,799	負担金 県営海岸事業 500 県営自然災害防止事業 125 県営老朽ため池整備事業 2,174
12 委 託 料	△10,507	一般業務委託料 保全松林緊急保護事業 △10,507

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	1,189,319	65,495	1,254,814	61,506	18,000		△14,011
1 水産業総務費	169,351	△5,590	163,761				△5,590
2 水産業振興費	530,400	4,419	534,819	2,106			2,313
4 漁港漁場整備費	339,165	66,666	405,831	59,400	18,000		△10,734

6	商工費	772,989	△17,483	755,506				△17,483
1	商工費	772,989	△17,483	755,506				△17,483
	1 商工総務費	139,890	△2,369	137,521				△2,369
	2 商工振興費	237,806	△5,183	232,623				△5,183
	4 観光費	380,198	△9,931	370,267				△9,931

節		説明
区分	金額	
2 給料	△3,180	一般職給 行政職給（一般職） △3,180
3 職員手当等	△1,456	扶養手当 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 △52 △304 △684 △416
4 共済費	△954	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △954
18 負担金、補助及び交付金	4,419	事業費補助金 中小漁業関連資金円滑化事業 養殖施設等の災害等対策支援事業補助金 205 4,214
10 需用費	100	消耗品費 100
12 委託料	△9,077	建設業務委託料（インフラ資産） 調査業務 調査設計業務 設計等業務（災害復旧） △1,329 △1,800 △5,948
14 工事請負費	75,130	建設工事費（インフラ資産） 改修工事 災害復旧工事
21 補償、補填及び賠償金	513	補償費（インフラ資産） 電柱移設替補償費 513

3 職員手当等	△391	期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 △371 △20
4 共済費	△1,978	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料 △1,578 △400
18 負担金、補助及び交付金	△5,183	事業費補助金 春の市事業 商工祭 朝来市交流促進事業 △168 △4,250 △765
12 委託料	△7,743	一般業務委託料

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

7	土木費	2,066,398	△193,345	1,873,053	△40,511		2,000	△154,834
	1 土木管理費	127,900	△501	127,399				△501
	1 土木総務費	127,900	△501	127,399				△501
	2 道路橋りょう費	1,049,840	△64,487	985,353				△64,487
	3 道路橋りょう新設改良費	798,075	△64,487	733,588				△64,487
	3 河川費	26,852	△907	25,945				△907
	2 急傾斜地崩壊対策費	10,607	△907	9,700				△907

節		説明	
区分	金額		
		施設周辺環境管理 施設清掃業務 海水浴場監視 浄化槽維持管理	△1,272 △2,561 △3,409 △501
14 工事請負費	△1,343	建設工事費（事業用資産） 改修工事 除却工事 解体工事	
17 備品購入費	△439	重要備品購入費 機械器具費	
18 負担金、補助及び交付金	△406	事業費補助金 勝本港祭 湯本温泉祭	△134 △272

3 職員手当等	△268	期末手当 期末手当（一般職）	△268
4 共済費	△233	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 社会保険料	△353 120
12 委託料	47,871	建設業務委託料（インフラ資産） 測量設計業務	47,871
14 工事請負費	△92,956	建設工事費（インフラ資産） 改修工事	
16 公有財産購入費	△2,784	土地購入費 土地購入費（インフラ資産）	△2,784
21 補償、補填及び賠償金	△16,618	補償費（インフラ資産） 補償費 電柱移設替補償費 水道管布設替補償費	△14,618 △1,000 △1,000
14 工事請負費	△907	建設工事費（インフラ資産） 改修工事	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4	港湾費	102,314	274	102,588				274
	1 港湾管理費	102,314	274	102,588				274
5	都市計画費	45,475	600	46,075				600
	2 公園費	19,275	600	19,875				600
7	住宅費	578,161	△128,324	449,837	△40,511		2,000	△89,813
	1 住宅管理費	82,011	3,029	85,040			2,000	1,029
	2 住宅建設費	496,150	△131,353	364,797	△40,511			△90,842

8	消防費	910,215	2,994	913,209				2,994
	1 消防費	910,215	2,994	913,209				2,994
	1 常備消防費	623,332	1,996	625,328				1,996

節		説明
区分	金額	
7 報 償 費	268	報償金 (品) 謝礼金 268
10 需 用 費	6	食糧費 6
10 需 用 費	600	修繕料 施設修繕料 (その他) 600
10 需 用 費	2,100	修繕料 施設修繕料 (その他) 施設修繕料 (災害復旧) 4,100 △2,000
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	929	事業費補助金 老朽危険家屋除却支援事業 929
12 委 託 料	△10,800	一般業務委託料 計画策定業務 建設業務委託料 (事業用資産) 監理業務 △5,000 △5,800
14 工 事 請 負 費	△120,553	建設工事費 (事業用資産) 改修工事

2 給 料	△649	一般職給 行政職給 (一般職) △649
3 職 員 手 当 等	2,976	扶養手当 時間外勤務手当 時間外勤務手当 (一般職) 休日勤務手当 期末手当 期末手当 (一般職) 児童手当 155 2,500 1,000 △924 245
4 共 済 費	△1,339	共済組合負担金 共済組合負担金 (一般職) △1,339
11 役 務 費	500	通信運搬費 電話料 500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 防災費	30,696	998	31,694				998

9	教育費	2,138,209	△10,809	2,127,400	357		762	△11,928
1	教育総務費	256,874	△938	255,936				△938
	2 事務局費	198,713	△738	197,975				△738
	3 教育指導費	56,509	△200	56,309				△200
2	小学校費	536,945	△2,800	534,145				△2,800
	1 学校管理費	436,218	△2,800	433,418				△2,800
3	中学校費	241,574	△1,500	240,074				△1,500
	1 学校管理費	182,649	△1,500	181,149				△1,500
4	幼稚園費	207,263	△4,645	202,618				△4,645
	1 幼稚園費	207,263	△4,645	202,618				△4,645
5	社会教育費	548,304	2,823	551,127	357		762	1,704
	1 社会教育総務費	90,084	△738	89,346				△738

節		金額	説明	
区分				
12 委託料	508	一般業務委託料 機械器具保守管理		508
10 需用費	998	修繕料 物品修繕料		998

2 給料	363	一般職給 行政職給（一般職）		363
3 職員手当等	△209	期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（特別職）		△176 △33
4 共済費	△892	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（特別職） 共済組合負担金（公立学校） 社会保険料		△554 △6 △352 20
4 共済費	△200	社会保険料		△200
4 共済費	△2,800	社会保険料		△2,800
4 共済費	△1,500	社会保険料		△1,500
2 給料	△1,464	一般職給 行政職給（一般職）		△1,464
3 職員手当等	△1,168	期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当		△781 △387
4 共済費	△2,013	共済組合負担金 共済組合負担金（公立学校） 社会保険料		△1,713 △300
3 職員手当等	△195	期末手当 期末手当（一般職）		△195

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 公民館費	204,700	1,553	206,253	1,455		147	△49
5 図書館費	24,950	70	25,020				70
6 文化財保護費	210,480	1,938	212,418	△1,098		615	2,421
6 保健体育費	129,993	500	130,493				500
1 保健体育総務費	129,993	500	130,493				500
7 学校給食費	217,256	△4,249	213,007				△4,249
1 学校給食費	217,256	△4,249	213,007				△4,249

10	災害復旧費	536,767	7,000	543,767	4,000	1,000		2,000
	2 公共土木施設災害復旧費	151,813	7,000	158,813	4,000	1,000		2,000
	1 公共土木施設災害復旧費	151,813	7,000	158,813	4,000	1,000		2,000

節		金額	説明	
区分				
4 共 済 費	△543	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		△543
4 共 済 費	300	社会保険料		300
10 需 用 費	433	光熱水費 修繕料 施設修繕料（その他）		70 363
14 工 事 請 負 費	820	建設工事費（事業用資産） 更新整備工事		
4 共 済 費	70	社会保険料		70
4 共 済 費	120	社会保険料		120
10 需 用 費	1,818	修繕料 施設修繕料（その他）		1,818
10 需 用 費	500	修繕料 施設修繕料（その他）		500
2 給 料	△2,450	一般職給 行政職給（一般職）		△2,450
3 職 員 手 当 等	△1,096	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当		△150 △29 △551 △366
4 共 済 費	△703	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）		△703

14 工 事 請 負 費	7,000	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事		

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	年間支給率 期末手当	そ の 他 手 当	計				
補正後	長 等	3		24,192	3.35月分 7,769	2,210	34,171	6,237	40,408	
	議 員	16	59,460		3.35月分 19,091		78,551	19,324	97,875	
	その他	2,231	114,948				114,948		114,948	
	計	2,250	174,408	24,192	26,860	2,210	227,670	25,561	253,231	
補正前	長 等	3		24,192	3.40月分 7,884	2,210	34,286	6,258	40,544	
	議 員	16	59,460		3.40月分 19,375		78,835	19,324	98,159	
	その他	2,231	114,948				114,948		114,948	
	計	2,250	174,408	24,192	27,259	2,210	228,069	25,582	253,651	
比 較	長 等				△ 115		△ 115	△ 21	△ 136	
	議 員				△ 284		△ 284		△ 284	
	その他									
	計				△ 399		△ 399	△ 21	△ 420	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	572	409,093	1,812,576	1,135,712	3,357,381	596,404	3,953,785	
補正前	572	409,093	1,823,779	1,117,652	3,350,524	616,568	3,967,092	
比較			△ 11,203	18,060	6,857	△ 20,164	△ 13,307	

(単位：千円)

の 内 訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後	60,157	12,309	29,658	28,940	108,814	2,324	744	6,646	17,732	29,966
	補正前	60,105	12,732	29,687	28,940	79,714	2,324	744	7,908	16,732	29,862
	比較	52	△ 423	△ 29		29,100			△ 1,262	1,000	104
の 内 訳	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計
	補正後	434,403	238,881	35,135	122,119	1,000	2,096	3,362	513	913	1,135,712
	補正前	442,848	241,253	34,800	122,119	1,000	2,096	3,362	513	913	1,117,652
	比較	△ 8,445	△ 2,372	335							

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	396		1,430,005	1,014,071	2,444,076	473,556	2,917,632	
補正前	396		1,440,525	998,611	2,439,136	496,175	2,935,311	
比 較			△ 10,520	15,460	4,940	△ 22,619	△ 17,679	

(単位：千円)

の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	60,157	12,309	20,254	28,940	96,214	2,324	744	6,646	17,732	29,966
	補正前	60,105	12,732	20,283	28,940	69,714	2,324	744	7,908	16,732	29,862
	比 較	52	△ 423	△ 29		26,500			△ 1,262	1,000	104
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	334,766	238,881	35,135	122,119	1,000	2,096	3,362	513	913	1,014,071
	補正前	343,211	241,253	34,800	122,119	1,000	2,096	3,362	513	913	998,611
	比 較	△ 8,445	△ 2,372	335							15,460

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(452) 176	409,093	382,571	121,641	913,305	122,848	1,036,153	
補正前	(452) 176	409,093	383,254	119,041	911,388	120,393	1,031,781	
比 較			△ 683	2,600	1,917	2,455	4,372	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後			9,404		12,600					
	補正前			9,404		10,000					
	比 較					2,600					
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	99,637									121,641
	補正前	99,637									119,041
	比 較										2,600

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 10,520	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 10,520	職員の異動等に伴う分	△ 10,520
職員手当	15,460	制度改正に伴う増減分	△ 6,485	制度改正に伴う分 期末手当	支給率の改定 1 2 月分 1.3 → 1.25
		その他の増減分	21,945	職員の異動等に伴う分 扶養手当 52 住居手当 △ 423 通勤手当 △ 29 時間外勤務手当 26,500 夜間勤務手当 △ 1,262 休日勤務手当 1,000 管理職手当 104 期末手当 △ 1,960 勤勉手当 △ 2,372 児童手当 335	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,760,608	20,812,804	2,486,500	2,229,486	21,069,818
(1) 総務	124,878	112,350	0	12,478	99,872
(2) 民生	42,875	39,009	16,100	4,357	50,752
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,310,117	1,115,496	9,600	172,668	952,428
(5) 商工	61,700	82,052	24,800	448	106,404
(6) 土木	558,206	491,430	6,500	72,189	425,741
(7) 公営住宅	691,111	717,213	534,700	22,152	1,229,761
(8) 消防	64,800	122,700	71,700	6,932	187,468
(9) 教育	686,990	940,313	76,000	40,944	975,369
(10) 辺地	1,752,739	1,734,471	436,500	248,298	1,922,673
(11) 過疎	6,260,337	6,368,048	1,310,600	762,074	6,916,574
(12) 合併特例	8,206,855	9,089,722	0	886,946	8,202,776
2. 災害復旧債	444,207	529,708	157,900	23,870	663,738
(1) 補助	216,850	258,079	62,700	7,077	313,702
(2) 単独	227,357	271,629	95,200	16,793	350,036
3. その他	6,814,619	6,414,298	351,978	470,172	6,296,104
(1) 臨時財政対策債	6,814,619	6,414,298	351,978	470,172	6,296,104
(2) 減税補てん債	0	0	0	0	0
(3) 臨時税収 補てん債	0	0	0	0	0
合 計	27,019,434	27,756,810	2,996,378	2,723,528	28,029,660

令和2年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書
(第3号)

壱岐市

議案第 85 号

令和 2 年度 壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度 壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 562 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,832,511 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 2 月 4 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		2,799,122	△3,627	2,795,495
	1 県 補 助 金	2,799,121	△3,627	2,795,494
6 繰 入 金		408,591	4,189	412,780
	1 他会計繰入金	275,881	4,189	280,070
歳 入 合 計		3,831,949	562	3,832,511

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		22,673	562	23,235
	1 総務管理費	20,051	74	20,125
	2 徴収費	2,109	488	2,597
歳出合計		3,831,949	562	3,832,511

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	2,799,122	△3,627	2,795,495
6 繰入金	408,591	4,189	412,780
歳入合計	3,831,949	562	3,832,511

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	22,673	562	23,235
歳 出 合 計	3,831,949	562	3,832,511

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
△3,627		4,189	
△3,627		4,189	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	県支出金	2,799,122	△3,627	2,795,495
	1 県補助金	2,799,121	△3,627	2,795,494
	1 保険給付費等交付金	2,799,121	△3,627	2,795,494

6	繰入金	408,591	4,189	412,780
	1 他会計繰入金	275,881	4,189	280,070
	1 一般会計繰入金	275,881	4,189	280,070

4 県支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	△3,627	特別交付金 △3,627

3 職員給与費等繰入金	4,189	職員給与費等繰入金 4,189

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	22,673	562	23,235	△3,627		4,189	
	1 総務管理費	20,051	74	20,125	△2,902		2,976	
		1 一般管理費	17,435	74	17,509	△2,902		2,976
	2 徴収費	2,109	488	2,597	△725		1,213	
		1 賦課徴収費	2,049	488	2,537	△725		1,213

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	74	印刷製本費 74
10 需用費	15	消耗品費 15
17 備品購入費	473	一般備品購入費 機械器具費

令和2年度

介護保険事業特別会計補正予算書
(第2号)

壱岐市

議案第 86 号

令和 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,861 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,753,987 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 2 月 4 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,040,535	1,700	1,042,235
	2 国庫補助金	446,448	1,700	448,148
7 繰入金		620,255	7,161	627,416
	1 一般会計繰入金	562,465	7,161	569,626
歳入合計		3,745,126	8,861	3,753,987

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		44,269	8,861	53,130
	1 総務管理費	6,869	4,301	11,170
	3 介護認定審査会費	34,911	4,560	39,471
歳出合計		3,745,126	8,861	3,753,987

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,040,535	1,700	1,042,235
7 繰入金	620,255	7,161	627,416
歳入合計	3,745,126	8,861	3,753,987

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費	44,269	8,861	53,130
歳 出 合 計	3,745,126	8,861	3,753,987

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1,700		7,161	
1,700		7,161	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,040,535	1,700	1,042,235
	2 国庫補助金	446,448	1,700	448,148
	8 介護保険事業費補助金	0	1,700	1,700

7	繰入金	620,255	7,161	627,416
	1 一般会計繰入金	562,465	7,161	569,626
	1 一般会計繰入金	562,465	7,161	569,626

3 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護保険事業費補助金	1,700	介護保険制度改正システム改修事業費補助金 1,700

1 一般会計繰入金	7,161	一般会計繰入金（事務費） 7,161

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務費	44,269	8,861	53,130	1,700		7,161	
	1 総務管理費	6,869	4,301	11,170	1,700		2,601	
	1 一般管理費	6,869	4,301	11,170	1,700		2,601	
	3 介護認定審査会費	34,911	4,560	39,471			4,560	
	2 認定調査費	27,793	4,560	32,353			4,560	

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	4,301	一般業務委託料 システム改修業務 4,301
12 委託料	4,560	一般業務委託料 システム改修業務 4,560

令和2年度

壱岐市水道事業会計補正予算書

(第1号)

壱 岐 市

議案第87号

令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度壱岐市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	802,154千円	2,641千円	804,795千円
第1項 営業費用	745,919千円	2,641千円	748,560千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額80,522千円は当年度分消費税資本的収支調整額13,043千円、過年度分損益勘定留保資金67,479千円」を「不足する額80,422千円は当年度分消費税資本的収支調整額12,943千円、過年度分損益勘定留保資金67,479千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	267,810千円	△1,000千円	266,810千円
第2項 負担金	16,500千円	△1,000千円	15,500千円

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	348,332千円	△1,100千円	347,232千円
第1項 建設改良費	140,690千円	△1,100千円	139,590千円

第4条 予算中第7条を第8条とし、第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改め、同条を予算第7条とする。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	50,841千円	2,641千円	53,482千円

第5条 予算中第5条を第6条とし、第4条の2の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設運転監視・保守点検業務	令和3年度から 令和5年度まで	154,990千円

令和2年12月4日提出

壱岐市長 白 川 博 一

補正予算（第1号）に関する説明書

令和2年度 壱岐市水道事業会計予算実施計画（補正第1号）

収益の支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			802,154	2,641	804,795
	1 営業費用		745,919	2,641	748,560
		3 総係費	67,875	2,641	70,516

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			267,810	△ 1,000	266,810
	2 負担金		16,500	△ 1,000	15,500
		1 工事負担金	16,500	△ 1,000	15,500

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			348,332	△ 1,100	347,232
	1 建設改良費		140,690	△ 1,100	139,590
		1 水道施設建設改良費	140,690	△ 1,100	139,590

給 与 費 明 細 書

水道事業会計

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	9	0	29,482	15,428	44,910	8,572	53,482	
補正前	8	0	26,841	15,428	42,269	8,572	50,841	
比 較	1	0	2,641	0	2,641	0	2,641	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,641	その他の増減分	2,641	職員の異動等に伴う分 一般給料 2,641	会計間異動等 増 1人

令和2年度 壱岐市水道事業予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

	資 産 の 部		円	円
	円	円		
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		65,930,810		
ロ 建物	184,587,902			
減価償却累計額	<u>44,916,644</u>	139,671,258		
ハ 構築物	8,433,733,977			
減価償却累計額	<u>2,252,028,352</u>	6,181,705,625		
ニ 機械及び装置	1,557,897,608			
減価償却累計額	<u>668,292,949</u>	889,604,659		
ホ 車輛及び運搬具	22,160,000			
減価償却累計額	<u>6,042,000</u>	16,118,000		
ヘ 工具器具及び備品	9,172,295			
減価償却累計額	<u>8,692,179</u>	480,116		
ト 建設仮勘定		<u>126,901,000</u>		
有形固定資産合計			7,420,411,468	
(2) 無形固定資産				
イ ソフトウェア		<u>0</u>		
無形固定資産合計			<u>0</u>	
固定資産合計				7,420,411,468
2 流動資産				
(1) 現金預金			1,118,683,235	
(2) 未収金		104,260,056		
イ 貸倒引当金		60,093,315	44,166,741	
(3) 貯蔵品			<u>591,350</u>	
流動資産合計				<u>1,163,441,326</u>
資産合計				<u><u>8,583,852,794</u></u>

負 債 の 部

	円	円	円
3 固定負債			
(1) 企業債	2,133,015,033		
(2) 引当金			
イ 修繕引当金	<u>0</u>		
固定負債合計			2,133,015,033
4 流動負債			
(1) 企業債	209,474,896		
(2) 未払金	29,858,340		
(3) 引当金	39,480,578		
イ 賞与引当金	3,690,578		
ロ 修繕引当金	35,790,000		
(4) その他流動負債	<u>234,713</u>		
流動負債合計			<u>279,048,527</u>
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	4,393,850,018		
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 990,052,029		
繰延収益合計			3,403,797,989
負債合計			<u>5,815,861,549</u>
	資 本 の 部		
6 資本金			
(1) 資本金	2,180,203,398		
資本金合計			2,180,203,398
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 工事負担金	9,302,088		
ロ 他会計負担金	13,062,456		
ハ 受贈財産評価額	11,124,887		
ニ 補助金	<u>11,605,249</u>		
資本剰余金合計		45,094,680	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	146,766,899		
ロ 利益積立金	145,091,656		
ハ 建設改良積立金	206,563,786		
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>44,270,826</u>		
利益剰余金合計		<u>542,693,167</u>	
剰余金合計			<u>587,787,847</u>
資本合計			<u>2,767,991,245</u>
負債資本合計			<u>8,583,852,794</u>

令和2年度 壱岐市水道事業会計予算実施計画明細書（補正第1号）

収益の支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 水道事業 費 用			802,154	2,641	804,795
	1 営業費用		745,919	2,641	748,560
		3 総 係 費	67,875	2,641	70,516

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	給料	2,641	一般職員給 2,641

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 資 本 的 収 入			267,810	△ 1,000	266,810
	2 負 担 金		16,500	△ 1,000	15,500
		1 工 事 負 担 金	16,500	△ 1,000	15,500

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 資 本 的 支 出			384,332	△ 1,100	383,232
	3 建 設 改 良 費		140,690	△ 1,100	139,590
		1 水 道 施 設 建 設 改 良 費	140,690	△ 1,100	139,590

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 工事負担金	△ 1,000	道路土地等に伴う配管布設替え等 工事負担金 △ 1,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 工事請負費	△ 1,100	給配水管布設工事費 △ 1,100